

淀川水系流域委員会 第21回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日 時 : 平成 15 年 1 月 29 日 (水) 13 : 32 ~ 17 : 06

場 所 : 大津プリンスホテル 2 階

コンベンションホール「淡海 8」

庶務 (三菱総合研究所 新田)

只今から、淀川水系流域委員会第 21 回琵琶湖部会を開催させて頂きたいと思います。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所関西研究センターの新田が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、幾つかの確認とお願いをさせて頂きたいと思います。

まず配付資料の確認です。「発言にあたってのお願い」、「議事次第」。それと、資料 1 が委員会、部会関連の資料です。資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」。資料 1-2「提言 (案) とりまとめの経緯と今後の予定」です。

資料 2 が、「原案審議の進め方と体制について」で、運営会議と 1 月 24 日の拡大委員会等の議論を踏まえて作成した、今後の審議の進め方の予定と体制の変更等についての資料です。

それから、資料 3-1-1、資料 3-1-2、資料 3-2 があります。こちらが、河川整備計画策定に向けての説明資料に関する資料です。資料 3-1-1 が、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿) の訂正について：河川管理者からの提供資料」という、A4 の 1 枚の横の紙です。それから、資料 3-1-2 が、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)：河川管理者からの提供資料」。A3 の横長の資料です。それから、資料 3-2「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿) (委員会説明用パワーポイント資料)：河川管理者からの提供資料」ということで、こちらの方は A4 の縦です。なお、委員の方にはカラーで、一般の方々には白黒で配らせて頂いております。

資料 3-3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」に関する意見聴取状況について：河川管理者からの提供資料」という A4 縦の資料です。こちらは、第 17 回の委員会資料と同等です。

なお、委員の皆さまにつきましては、拡大委員会等で資料をお配りしている関係上、本日、机の上には置いていません。もしお手元になれば、お近くの庶務までお申しつけ頂ければと思います。

資料 4「一般意見の聴取・反映について」です。こちらは、一般意見の聴取、反映のアイデアとか思考の内容等について、委員の皆さま及び提言の説明会で一般の皆さまからお伺いした資料をまとめたものです。資料 5「1 月～3 月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料 1「委員および一般からのご意見」です。

以上が資料ですが、もし足りなければ、庶務の方までお申しつけ頂ければと思います。

先ほど述べましたが、資料 3-2 につきましてはカラーコピーですが、一般の方々には白黒とさせて頂いております。カラー版につきましては、受付の方に閲覧用として置いてありますので、よろしく願います。

それから、委員席には、参考としてこれまでの提言案とか委員からのご意見等のファイルを置かせて頂いております。また、河川の現状説明資料等についても、テーブルの上に 1 つの割合で置いてあります。適宜ご覧頂ければと思います。

また、委員の皆さまの両脇には、過去の議事録について、いすの上に A4 のファイルで積んでいます。必要な場合は、ご覧頂ければと思います。

次に、前回部会から今回の部会までに、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見につ

いてご報告いたします。時間の関係で詳細にはご説明できませんが、参考資料 1 の方をご覧頂ければと思います。

前回 12 月 24 日に琵琶湖部会は開催されておりますが、時間の関係で 12 月 11 日から 1 月 28 日の間に、委員より 1 件、一般の方々より 33 件の意見が寄せられています。特に、提言案のとりまとめに関するものと、特にダムとかそういう関連の資料、或いは本日の資料 3-1-2 ですが、説明用資料についてのご意見等々、様々な意見が寄せられています。前回 1 月 24 日の委員会以降にも 2 件の意見が追加になっております。委員会に出席された方々には、そちらの方もご覧頂きまして、後ほどの審議の参考にして頂ければと思います。

それから、発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。委員の審議中は、一般の方々には発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。また、その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読の上、発言は簡潔にするよう、ご協力の方をお願いいたします。

それから、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、議事録を作成する関係上、発言の冒頭には必ずお名前をちょうだいいたしたいと思っております。よろしくお願い致します。

本日は、遅くとも 16 時半には終了させて頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、川那部部会長、審議よろしくお願い致します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、始めさせて頂きたいと思っております。

まずは、資料 1-1 から 1-2 について、庶務からお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略 資料 1-1 を説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

では、資料 2 の方に関連して、原案審議の進め方について、庶務、お願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略 資料 2 を説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

1 月 24 日の第 17 回拡大委員会に行われた議論として、多くの方はご存じかと思っておりますけれども、説明をしてもらいました。どのテーマ別部会に入るか、その希望を各人から出して頂いているはずですが、偏ったりするといけませんので、運営会議その他で程度の調整をした上で、次の委員会で案を出させて頂く予定となっております。

西野委員 (琵琶湖部会)

前回の委員会は風邪で欠席したので、質問したいのです。例えば、テーマ別部会として、環境、利水、治水を分けておりますけれども、それぞれで対立するような現象も出てくると思います。例えば、水位管理を 1 つ例にとりますと、環境に配慮した水位と、或いは利水、治水に配慮した水位管理とでは当然相反する問題が出てくると思いますが、それはどこで調整するのでしょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

完全には決まっていないのですが、私の理解でお答えをいたします。本来であればテーマ別の分け方をしない方がよいというのが基本的な考え方でした。提言にもそう書いてあるわけですが、それではなかなかうまくいかないだろうということで 2 つのことが考えられています。

最終的には委員会で各テーマの検討を行うは当然なのですが、相当に各委員の仕事量は大変なのですけれども、所属していない部会にも入るということを是非やって頂きたいというのが 1 つです。

それから、2 つめは、自分の専門はこうであると思っらっしゃる方がきっと多いかと思っておりますけれども、例えば治水の部会に治水が専門であると思われるメンバーが集まるだけでは、どうにもならないわけです。利水でも同じですし、環境でも同じです。むしろある意味では、その問題について議論をしたいという方が、専門でない部会へも入って頂くということが必要なのではないかと思います。そのためには、希望をして頂かないといけないわけですが、そんなことも少しは考えることが必要なのではないかと考えております。これで本当にうまくいくかどうかというのはわかりません。

しかし、55 人で集まった委員会で全てを議論することはとても不可能ですので、テーマ別部会のようなやり方で、試みをやって進めていきたいというのが、前回の委員会で決まったことの私なりの説明だと思っております。ちなみに、私は環境の部会でないところへ行きたいと思っております。

確かに、テーマに分けるといのは大変難しい問題ということは確かなので、いろいろな形で考えていかないとしようがないのだろうと思っております。地域別部会の持っている意味も、これまでとはまた違う重要さがあるのではないかと考えております。

繰り返しになりますけれども、現委員の任期は 1 月末ですが、2 月 1 日から改めて殆ど全ての方を委員会委員にするのは決まっておりますので、どうぞご了承を頂きたいと思っております。

そうしましたら次に進みたいと思っております。資料 3 について、「河川管理者」の方から説明なさることがありますか。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

資料 3 - 1、資料 3 - 2 については、今の時点ではありませんが、資料と 3 - 3 については改めてお話しさせて頂きたいと思っております。

「意見聴取について」という資料なのですが、淀川水系の河川整備計画をこれからつくっていくにあたりまして、当流域委員会と自治体への説明と意見聴取と、それと関係住民への説明と意見聴取と、いわば3本柱でということをお話させていただきました。そのうち、自治体への説明と意見聴取と、住民への説明と意見聴取が、この資料3-3に書いてあります。

自治体につきましては、1ページ目に書いてありますように、2府4県118市町村を対象に実施している最中です。2ページ目にその説明の日程等が書いてありますが、一部日付が間違っているところがあり、特にこの琵琶湖の部分の18番から23番までは、2月4日の予定を1月24日と書いているのが間違いです。3ページ以降は説明資料の閲覧場所がありますが、他に一般住民の方への説明ということで6ページ、7ページに淀川工事事務所の例として、このような日程で今考えているところです。淀川の例を載せさせて頂いておりますけれど、琵琶湖工事事務所の管内におきましても5ブロックほどに分けて、実施する予定になっています。

8ページ以降は、ホームページ等でも意見を募集しているということで、地方自治体なりその関係住民の皆さま方なりへの説明会及び意見聴取を、河川管理者としてやらせて頂いているという状況です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いわゆる「河川管理者」の方からは、資料3に関する説明は、今のこと以外には特にはないようです。

委員の方から資料3についての質問等々をお願いいたしたいと思います。

先ほどの庶務の報告にもありましたように、委員会では、もう既に委員の皆さまから河川整備計画の説明資料（第1稿）の質問等を文書で書いて出して欲しいとあってあります。それについて、委員会で整理の上で議論をするということになってはいますが、55人というのはなかなか大変な人数です。少人数で質疑応答ができるというのは大変よい機会だと思いますので、今からしばらくの間、委員の方から、「河川管理者」からお聞きした内容等を思い出しながら、質問その他をお願いいたしたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

資料3-3の1ページに「2. 関係住民への説明、並びに意見聴取の試行（案）」というのがあるのですが、この関係住民という表現。それから、6ページでは「一般住民の方への説明会（案）のご案内」ということで、ここでは一般住民という表現を使っています。その他にも沿川住民というのもあります。住民の表現がいろいろと出てくるのですが、統一的な解釈をしておかないと、今後、問題が出てくるのではないかと思いますので、その辺について質問したいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その他に、具体的にどういう場所でどのような説明会するのか、現段階で決まっているこ

とも、琵琶湖に関係してはまだ書かれていませんが、お答え頂ければ、大変具体的になってよいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

住民については、言葉の整理がされていないところがありますので、また考えさせて頂きたいと思います。また、淀川を例にして出していますが、1回だけ開催して終わりとは考えていません。今回は第1弾だということです。

それともう1つは、基本的には広く、開催について流域の住民の方々にお伝えして、その上で来て頂くということで、私どもの方から積極的にアプローチしていくのは流域の範疇の皆さんと考えております。ただ、その他の方々も、例えばホームページを開けば、こういうのをやっているということはわかり得るという状況にして、そういう環境を整えておいて来て頂くという中で進めていくということです。さらに、つけ足してやらなければならないというようなところについては、随時増えていくということになろうかと思っているのです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

基本的には村井河川調査官が申し上げた考え方に沿って、琵琶湖の周りでも、まず第1段階としては5カ所程度で流域の皆さま方に広くお知らせをして、なるべく来て頂ける環境を整えたいというのが、まず第1点です。さらに、今も申し上げた通り、それで十分かということ、決して十分ではないだろうと思っております、さらにこの委員会からも提言を頂くわけですので、そういったことも踏まえて次の段階の住民意見の聴取というのをやっていきたいと考えております。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

よくわからないのです。ご発言の中では流域住民という表現を使っているわけですね。それは先ほどの私の発言の中にはない表現です。住民の表現について、流域住民、関係住民、沿川住民といくつかの表現が出ています。特に住民意見の聴取・反映等について、どういった方に意見を聞くのか、どの場所を設定していくかということとも関係ありますので、ある程度整理して頂いた方がよいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

実施にあたっての具体的な例としてご説明いたしますと、新聞のチラシで入れるという方法があります。その範囲というのは、いわば流域の方が簡単にアクセスできる事務所の管内と言いますが、その範囲に入れ込むということで行います。ただそれ以外の外の方を排除するわけではないので、そういう方々は、例えばホームページとかにアクセスした上で、その場に来て頂く分には意見を聴かないということではないという考えを持っているというのが、具体的な我々の描いている段取りと言いますが、全部への広報という意味だと考えております。

いわばホームページを開いて、受け身と言ったらちょっと変なのかもしれませんが、こち

らから積極的にこういうのをやりますよという宣伝については、日本全国でやるわけにはいかないのです、それは事務所の管内等をイメージしているということです。そういった意味では、ここまでが流域住民、ここまでが沿川住民という考え方で整理しているという発想はないのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

確かに寺川委員のおっしゃるように、ページによって、住民の表現が違いますので、これは非常にまずいと思っています。頂きました提言は、「住民」ということになっているわけです。ですから基本的に私どもも、検討した上で、「住民」の方々からの意見をお聴きするという事に統一していきたいと思えます。

ただし、村井河川調査官から申し上げましたが、そうすると日本全国、或いは世界の住民に意見を聴くのはやはり無理なので、例えばホームページにアクセスされる人は、それはどこの方でもこの流域ではなくて東京の方でも北海道の方でも結構ですということで、我々のご意見は全部受け入れますということです。ただし、新聞折り込みをすとか、或いはラジオで流すとか、そういうものについては、できるだけこの流域の中で考えております。

村上委員（琵琶湖部会）

意見の募集に関してですが、ご意見を出して頂いた方に対して、どのような対応をされるつもりでいらっしゃるかということ。それから、恐らく流域委員会にもその意見をまとめたのを出して頂くのだと思えますが、その意見の扱いについて。2点、考えてらっしゃることを教えて下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

どこまでできるかということはあるんですが、基本的にはご意見を頂いたそれぞれの方へのお答えと、それを流域委員会で、こういう意見が来ておりますということで、具体的にどうまとめていくのかはまだ整理しておりませんが、流域委員会にご報告させて頂くつもりです。

藤井委員（琵琶湖部会）

自治体の説明会のことについて伺いたいのですが、各自治体ともいろいろなセクションがありますが、対象自治体のどういう部署のどういう人たちに集まってもらって説明会をしてらっしゃいますか。例えば私の住んでいる守山市ですと、もう既に1月15日に説明会をなさっていて、どういう部署の人たちが会しましたか。教えて下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

守山市のケースですか。

藤井委員（琵琶湖部会）

守山市でなくても、他でも結構です。どういう方たちを対象にして頂いたのでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

まず窓口は、日頃我々と行政上関係のある建設部にお願いしております。できるだけ自治体の中の各部署、例えば都市計画、環境、農林、これは非常に多岐にわたっておりますので、できるだけ関係の部局の方もお集まり願いたいということで説明会に行っております。その結果、首長以下、ずらっと関係部局の方が集まってこられた自治体もありますし、限られた部局だけが来られたというところもあります。今のところばらばらですが、大体のところは幾つかの関係した部局の方に来て頂いているという状況です。

藤井委員 (琵琶湖部会)

市町村によって出席者にばらつきが出ると、受け取る側に濃淡が出てきますね。建設部局を窓口にとおっしゃっていますが、首長以下是非とも参加して頂きたいとしておいて、来なかった方はしょうがないというようにしておかないといけないのではないのでしょうか。例えば建設部だけしか出てこないといった場合には、委員会で議論しているような住民参加や環境の部分が抜けてしまい、その部局で情報がとまってしまうということがあるかも知れませんが、担当者だけが聞いただけで、首長には伝わらないというようなこともあるかも知れません。情報が行政の中で広がりませんから、自治体の説明会では、広くきっちりと伝えられるようにして頂けるとありがたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

守山市で申し上げますと、国県の事業対策の部署がありまして、そこを窓口にしております。ご指摘の点については、窓口だけでの説明になっております。ご懸念の点については今、しかと承った次第です。その他の市町村についても、基本的には国県事業の窓口ということこそを対象ということにさせて頂いております。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

我々としても、できるだけ他の関係部局に積極的に出てもらうように、また、これ1回で終わるわけではありませんので再度説明会をやりたいと思います。それから、説明してその場で質疑応答するだけではなく、それぞれの自治体としての意見なり質問を出して下さいと言っておりますので、これについては、ある部局だけではなく、市長なり町長の名前で出てくると考えております。

もう1点、資料3-3の6ページの2行目ですが、「尚、今まで流域委員会に対してご意見を頂いている団体等には、別途連絡させて頂き説明させて頂く予定です」ということで、これは住民の方の説明会とは別途に、今まで流域委員会に対してご意見を出された、例えば少年野球の団体であるとか、或いはNPO等いろいろあります。そこについては住民説明会とは別途に、こちらからそちらの方に伺って説明してご意見なりご質問を受けるということを、始めたいと考えております。

藤井委員 (琵琶湖部会)

それともう一つ、意見聴取についてですが、今おっしゃった 6 ページの既に意見を頂いている団体には別途連絡して説明会ということですが、これ以外に委員に書面で来ているようなものもあります。そういうものに対しては個人個人の委員は対処の仕方が全くわからないわけですが、あるセクションから書面で来ているものに対しては、だれがどう答えるのか、どういうふうに対処するのか、これは部会長からお答えして頂いた方がよいかもかもしれません。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私からお答えしたいと思います。委員会あてに、或いは各委員あてに来ている意見等もありますが、そういうものに関しては庶務が資料としてまとめております。あれに対してどういう対応をするかは、いろいろ議論をいたしました結果、全てのご意見等について一つ一つお答えすることは到底できないが、カテゴリー分けをして、答えることになっております。カテゴリー分けは庶務が作業をしている最中です。委員会としては、そういう対応を取り敢えずは行うということになっています。また、いわゆる「河川管理者」としても、「河川管理者」に頂いているご意見に対応されるということだと理解しています。

地域的な範囲という問題の他に、本当はその中のどういう人を住民として考えなければならぬかという議論が大事で、それについては、三田村委員を中心としてやっているワーキングがありますし、本日も議論をしようと思います。

それから、これは部会長席で言うことではないかもしれませんが、各自治体での説明会にどのような方が出席されたかを公表することもあり得てもよいのではないかと思います。部会長としてではなく委員としての意見ですが、大事なことだと思います。いろいろな方に説明を聞いてもらいたいと近畿地方整備局が考えているのであれば、どの自治体が聞きに来て頂いて、どうなっているかが各自治体ごとにわかれば、それは良いことではないかと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

委員には住民意見の聴取とその反映方法について宿題が出ており、その回答の中に、こう書いたのです。私は琵琶湖の漁業を専門としてきたのですが、京都に住んでいるから、琵琶湖周辺住民から外れてしまうわけです。また、私の身近な人で京都にずっと住んでいて、滋賀県の会社に勤めている人がいるのです。彼の場合は職場の人間としての発言はできるが、住民としての意見ではないのかも知れませんが、組織としての意見と住民としての意見とは違うかも知れません。

つまり、組織や団体や自治体、そういうところの人の意見を聴くのと、個人としての意見を聴くのとでは違うはずなのです。その辺のことを考えますと、「住民」という言い方がよいのかどうか疑問があります。それから、「住民」もかなり区分けして考えていかないと、同じ人間が意見を変える場合もあり得るといえることがあります。それから、流域住民という言葉も、どこまでが流域なのか。他に地域住民という言葉も別にありますから、地域住民と流域住民をどう区分けするのかという疑問があり、答えるのに随分時間がかかりました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。その問題は、休憩の後に「一般からの意見聴取・反映について」というところで議論をいたします。よろしくお願いいたします。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

「住民とは何か」と議論は何度もやっております。「住民とは何か」を研究している学問もあるくらいですから、定義をすることは大変難しいですし、「住民」は文脈によって変わってきます。「住民」の定義について、裁判の時には当事者はだれかということになると思いますね。裁判において原告資格があるのかどうかという議論があります。その議論の中には、いわば生き物も原告資格になるのかというような議論さえ環境の問題についてはあるわけですね。あまり手続的な議論をここでするのは問題だと自覚しながら、「住民」が文脈によって変わり、流域住民、関係住民、或いは市民という言い方に変わるということで、そのこと自身を意識的に積み上げていくのがこの委員会の1つの課題であると思います。ですから、こういう定義があるからこれでいきましょうと結論づけるのは無理だろうと思います。1人の人間もいろいろな顔を持っていますし、1つの地域も多面的な顔を持っているということなので、ご理解を頂いたらよいのではないのかと思います。

それからもう1点、自治体への説明会についてです。自治体には建設部局もありますし農林部局、都市計画部もあります。できるだけ広い範囲に対して、説明会に参加して下さいと言えらると思いますが、国土交通省がそれぞれ自治権のある、自主判断のある自治体の首長等に対してあまり強固には言えないと思います。これは地方自治の問題に関わると思いますが、藤井委員の発言と関連して注意しなければいけないのではないのかと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

先ほど、住民については「住民」ということで統一した方がよいと思いますと言ったのですが、資料3-3の7ページ、これは実は新聞折り込みの原稿ですが、既にこれはもう印刷してありまして、この中の4行目のところに「流域住民の方々」と書いてあるのです。これはもう今になっては訂正できないものですから、2月の頭に折り込まれますのはもう「流域住民」になりますので、そこだけは是非ご了承願いたいと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

提言の方では、議論の末、「住民」という表現になっていますので、できるだけ「住民」を使って頂きたいと思います。

それから嘉田委員がおっしゃったことについてですが、河川法で関係住民というのは定義されていますので、やはり「住民」についても一定の定義はしておかないと駄目だろうと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

嘉田委員のおっしゃった地方分権の部分について、もう少し説明頂ければありがたいのですが。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

河川の管理に関わっているところは国の部分、或いは県、市町村等があるわけです。琵琶湖と幾つかの直轄河川は国が直接なのですが、それ以外の県や市町村が管理する様々な河川があるわけですが、行政の実情からして、国から全ての首長や部局に説明会に来て下さいと命令的には言えないだろうということです。お願いはできますし、河川というのは面的に農林にも都市計画にも関わっていますから、できるだけ関わって下さいと言えるでしょうが、それ以上は、いわば権力的には言えないのではないのかということです。滋賀県流域で川に関わることで多分6つくらいのネットワークが動いております。そちらの方を行政の中で調整をして、自治体とか地域に幾つもオーバーラップする呼びかけをしない方が大事ではないかと思えます。

藤井委員（琵琶湖部会）

先ほどの私の発言の意図は、強権的に国が説明会に出てこいと言うということではありません。自治体の方が、今、どのような議論がなされているのか、首長を含めて是非知りたいと主体的に思わなければいけないのですが、そういう意欲がないのです。そして出てくるのは、国に対しての陳情です。河川整備計画が定まった時にも意見と陳情が出てくると思いますが、そうではなくて、今のプロセスに自治体の首長も含めてその職員が、住民とこれから地域行政をやっていく中で、是非主体的に関わって欲しいということです。忙しいのはわかっていますが、そういう場づくりをどうしていったら私たちの議論にとっても、自治体にとっても、よい形で今後の行政に生かせるか、それを私たちが考えなければいけないのかなとも思えます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ボトムアップでやるということで、藤井委員とは基本的な誤解はないと思えます。国土交通省から強く言うことよりも、地域から盛り上げていくことが必要だろうと思えます。地域自身の自治体行政のあり方として、意見もなくビジョンもなく陳情だけしかないという問題は本質的にあります。それは住民意見の聴取とはどのようなものかという本質的な議論になっていくのだろうと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

住民意見の聴取については、後ほど議論をする予定なので、この件はこの程度にさせて頂きたいと思えます。他の件についても含めて何かありませんでしょうか。

村上委員 (琵琶湖部会)

河川整備計画の説明資料に関してです。1つは、子どもとか次世代の人たちの河川学習を推進していこうと提言の中でも書いているのですが、説明資料の中には書き込まれていなかったように思います。何故なのか、ご説明をお願いしたいというのが1点です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

村上委員、具体的に言えるならば、例えば、このページにこういうことはあるべきだと思う、と言われると皆さまにもはっきりとわかるのではないかと思います。

しかし、なかなか難しいと思うので、言わなければならないということではありません。

村上委員 (琵琶湖部会)

まだそこまで整理がついてない段階なのです。申し訳ありません。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

お答えにならないと思いますが、河川レンジャーに関する記述のところで、「環境学習の指導等を試行的に依頼」と一応書いてはいます。しかし、正直申し上げまして、この程度でとどまっているのではないかと思います。

村上委員 (琵琶湖部会)

そうですね。ですから、ハザードマップ等のいろいろな情報が、子供たちにわかりやすい形できっちり届くというような状態をつくっていかねばいけないと思います。これはもちろん河川管理者だけでできることではないですので、これから私も一緒に考えたいなと思っています。

それともう1点ですが、例えば内湖等の復元について、まだわかっていないことについての調査研究はいずれ必要だと思います。私の理解では説明資料(第1稿)の中にある「検討」するということが、研究所に委託したりして、調査をするということなのかなと思いますが、そういう理解でよいのかだけ確認です。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

基本的にはそういう理解で結構です。検討の中には、いわば机上の検討の部分もあれば、現地における試験運用を行うようなことで既に考えているものは試験運用を行ってと書いております。そうでないものについても検討の段階を踏んで、データをとりつつやっていくということが必要だと思っております。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今の件に関連して私からも申し上げます。「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」なので、いずれ河川整備計画が出されることになると思います。その中には、今の話にもありましたようにすぐに「実施」できるものと、「検討」するものが書かれてい

ます。「検討」の中には、国土交通省だけで考えられるものもあるかもしれませんが、そういうものではない方法で検討しなければ到底やっていけないような問題もあります。或いは法律上の問題等も出てくるかも知れませんから、「検討」という項目は、提言を出した方の立場から言えば、もっとはっきりと具体的に河川整備計画に書いて頂くことが適当だと思います。検討するものについて、どういう検討なのかをできるだけ具体的な形で河川整備計画がもし書かれているとすれば、すぐにはできないことは明白であったとしても、その方向でやるつもりであるということを出して下さることが結構なことなのではないかと思しますので、今のようなことも含めて繰り返して申しておきます。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

河川整備計画策定の説明資料に目を通させて頂いたのですが、例えば河川環境を整備していく場合には、これから随分技術的な課題をクリアしていかなければいけないものが随分あるわけです。

その中で非常に興味を持ったのが、7ページの「河川環境」のところで、河川の攪乱機能を調べるために試験放流をして、モニタリング評価を行うと非常に興味深いことが書いてあるわけです。その時に、例えば流砂の問題等をしっかりと調べて頂くために、川に土砂をたくさん置いて、そういうものがどのように下流に伝播するかを調べて頂ければ、将来の技術開発につながるのではないかと思います。

あわせて、我々専門家でも非常にわかりにくい問題として、植生と流れの相互作用があります。河川環境と治水の問題を考えていく場合には、どうしても植生管理の課題というものがあられるわけです。そこにきちんとした答えを出していくために、流れの抵抗や流砂の問題等もあわせて総合的な調査をして頂ければ、将来の技術開発につながっていくのではないかと思います。コメントとして受け取って頂ければ結構です。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

第1稿の23ページの「利用」のところで、釣りや漁業が抜けていると思いますが、どこかに入っているのでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

説明資料(第1稿)の中には釣りや漁業ということについては入っておりません。これは倉田委員からお話がありましたが、基本的には生態系の保全とか修復によって、河川の形状、水位変動、水量の変動、横断系の形状の修復が行われれば、魚も回復する、もとに戻ってきてくれると基本的に考えているからです。今おっしゃった釣りということについては、例えばどういうことを入れたいとお考えですか。具体的にこれから漁業振興をどうするか、或いは釣りをどうするかといった意味でしょうか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

利用形態として、川や湖で釣りをしています。そういった行為について入れて欲しいと思

います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

外来種対策という意味においては書いてあるのですが、その他については、どこまで我々に具体的なことが書けるのか、或いは実施できるのか、検討できるのか、今の時点ではわからなかったものですから、触れておりません。

小林委員（琵琶湖部会）

護岸の整備の方向性として先人たちの知恵を利用した護岸工事があってもよいのではないかと思います。昔の人たちは竹を生きた護岸の構築材として使っているわけです。現在では、竹林の維持管理ができてないため悪者扱いされていますが、竹を使った護岸というのは極めて破堤しにくいですし、人間のつくった人工構造物の護岸であれば、耐久年数があるわけですから、その意味では生きた構築材を使う護岸工事の工法が出てきてもよいと思います。その点どう考えておられますか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

明示的な形で伝統的な工法について触れていないのですが、実際に施工する際に我々が配慮すべきこととして、10 ページの「生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」というところにもあたろうかと思います。それからもう1つ別の見方をいたしますと、9 ページの一番右の列ですが、「2）生息・生育環境の保全及び再生の検討」の中の「竹林」というところも若干意識をしているところではあります。明示的にという意味ではご指摘のような形では触れられておりません。

小林委員（琵琶湖部会）

河川整備計画というのは長期的な展望を考えているわけですから、そういう意味ではやはり 100 年、200 年の耐久年数、耐用年数がある竹林や河畔林のような、生きた構築材料を使うというようなことを盛り込んで欲しいということであって、今、河川管理者が言われたのはあくまで生物なり、或いはその生育環境に配慮した工法はどういうものであるかという従属的な話です。そこには河川整備に対する何ら積極性はないし、今の状態がどうであるかを考えるのではなくて、100 年、200 年先のことを考えて、そういう内容を盛り込んで欲しいということです。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

「治水・防災」の洪水情報の提供の仕方に関連したことです。治水防災の問題は、楽しくという言い方は変な言い方かもしれませんが、例えば選挙速報のようにグラフィックを使って、見やすく、判断しやすい、しかも興味の持てる、そういう情報提供をしていって欲しいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所 児玉）

ご指摘の点については、一部やり始めているものもあります。5.3.1のところにも今ご指摘のような点、「リアルタイムでマスメディアへ提供」というようなことも、これは一部実施しておりますし、インターネットでの情報提供も既に開始をしておりますので、こういったところを拡充していきたいと思っております。

藤井委員（琵琶湖部会）

インターネットとはほど遠い話です。実は愛東町でいろいろ調査をしている中で、合併前の村落で、太鼓の鳴らし方、それから太鼓の種類で、あの音だから、火事はあちら側だとすぐにわかるようになっているそうです。なるほどすごい知恵だと思いました。それが今も一部生きているということがあるので、ご披露させて頂きました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

一言だけお願いしたいのは、川のこと、湖のことを考える時には、最後には海に出るので、海に対しての責任を持つような姿勢が必要です。説明資料（第1稿）にはそれが出てこないのです。考え直して頂きたいです。後日、質問として出します。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

27 ページの「ダム」です。この「以下の事項」の中には、住民意見の反映の視点が入っていません。これは当然だということでは抜けているのか、それとも、住民意見の反映はここでは関係ないということなのか、お聞きしたかったのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

当然だということです。ダムに対する基本的な考え方はその前の段階でご説明させて頂いております。当然のことだということです。

井上委員（琵琶湖部会）

「河川利用」のところ、生態系と共生する利用というのが書かれているわけです。非常に素直に流域委員会の提言を受けて、いろいろ計画を立てておられるのですが、委員会の提言をそのまま受けて、本当に河川管理者は住民を口説けるつもりでこれを書いているのか、不思議です。また、利用について住民が参加した委員会をつくって協議することなんてできないと思います。

例えば、枚方市には数多くの人たちが住んでいるわけです。そんなところで、高水敷のグラウンド等を堤内地に持っていけと言われても、そんな場所はありません。その人たちのオアシスは川しかないのです。委員会の提言をそのまま尊重するのはよいのですが、それで本当に住民を説得できるのかということなのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所 宮本）

24 ページに、基本的には「現状の利用形態を見直し、グラウンド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」と書いています。これは、まさに流域委員会の提言の流れに沿った考え方です。従って、私どもは基本としては縮小していくのだということは出しています。

しかしながら、その下に書いてありますが、一方では、住民や自治体から非常に強い要望があります。これは私どもだけではなしに流域委員会の方に対しても強い要望がありました。

では、それでどうするのだということなのですが、我々が考えたのは、例えば一律にグラウンドをなくすとか、或いは一切認めないとか、そういうことを割り切って書けるものではないだろうということです。当然場所によって事情も違いますでしょうし、河川の区域によっても違うだろうと思いました。

そういうことで、具体の施策内容におきましては、河川利用の委員会を各河川に、区間ごとに分けてつくって、その中に学識経験者の方、地域の住民の方、代表の方、或いは自治体の方も入って頂いて、そこで基本は基本として、具体的にどのようにこの場所については判断していったらよいのかということ、やはり皆さま方で議論していこうと考えました。ただ、個々の箇所についてこの流域委員会で議論するというわけにはいかないでしょうから、これは個々の河川ごとの委員会を別途つくろうというのが今回の我々の案です。

これに対してまたご意見を頂ければありがたいのですが、この利用問題については、マニュアルで割り切るといってはいかないということから、こういう案を出したということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

やはりこの流域委員会としては、もう少しきちんと考えておかなければいけないことがあるのではないかと、私も思っています。

当流域委員会は提言というものを出したのです。提言をしたということに関しては、行政的な責任は全くありませんが、委員会という責任は明白にありますので、委員会としての責任はいろいろな形で全うせざるを得ないわけです。委員会におけるいろいろな反対意見等を募集しているということもありますから、それは委員会として考えないといけないということは非常にはっきりしています。

もう一つは、この提言に基づいて、河川整備計画案が書かれるということをお我々委員会としては強く要請しているわけですから、逆に言えば、河川整備計画の中にこんなことは書くべきであるという意見も当然に言わなければいけない場合があるということです。

そういう意味で言えば、説明資料（第1稿）に載っていないが非常に大事であるとお考えの場合は、提言を踏まえてこの部分は書いていないのはおかしいのでこのことは書くべきであると、積極的に言う必要があります。原案に対して、そのままよいとか、これはいけないと言っているだけではあまり意味がありません。今は仮にできないとしてもこういう問題は是非やるべきであるとか、これはやるべきであるということ積極的に書き加えていくような努力も、我々委員会はどうしてもしなければいけないという、そういう責任を負ってしまっていると思いますので、是非お願いします。

私自身の反省も含めてですけれども、「河川管理者」から出てきたものをただ受け取って何かをするのではなくて、こちらの方から河川整備計画についていろいろな意見を言いながら行政側がつくれるものをサポートし、或いは変えていくようなことを少し議論しないとイケないと思います。そういうことが恐らくこれからのテーマ別部会なり、全体の話になると思いますし、特にテーマ別部会の場合には、そういう具体的な問題が次々と出てこないといけないのではないかと考えております。

説明資料(第1稿)に対する質問はこの辺で終わりにさせて頂いてよろしいですか。

そうしましたら、10分ほど休ませて頂いた後に次の議題に入りますが、その前にこの件に関して一般傍聴者からのご意見、或いは質問というものを伺いまして、続いて一般からの意見聴取反映についての資料4の方に入らせて頂いてよろしいですか。

では、そうさせて頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、3時15分再開ということで、それまでに席にお戻り頂いて、その時刻きっちり開始させて頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

[休憩 15:05~15:15]

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これより再開をいたしたいと思います。

川那部部会長よろしくお願いいたします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

では、再開させて頂きます。

傍聴者の方からご意見を賜わりたいと思います。ご承知のように、河川管理者から説明資料(第1稿)が出まして、これを先ほど申しましたようないろいろな形で委員会として議論をしていかないといけないわけです。委員会でどういふことを議論したらよいかというようなことに関してご意見を賜わりますと、これからいろいろ考えていく時に、大変参考になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

傍聴者からの意見がないようなので、発言させて頂きます。今後、テーマ別部会をつくります。今4つほど挙がっています。今朝、案内を庶務から頂いて、それを見ていて気になったのですが、ダムの問題はすべてのテーマに絡んでくるから、ダムの専門部会は特につくらないということに、前回の委員会ではなっただけですね。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

それは当面です。つくるかつからないか、後のことはわかりません。最初はそうしようと

ということです。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

その辺をどうやってやっていくのでしょうか。毎回どのテーマ別部会でもダムの話はどこかで出てきて、引っかかっていくのかも知れませんが、別に問題が重なってきて、ダムの問題を一遍集中してやらなければならないということになったらやるのか、その辺がはっきりしない状態で庶務から案内が送られてきたものですから。どうなのですか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

倉田委員はどうしたらよいとお思いになりますか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は、最初からダムの部会をセッティングしておかないと駄目だと思います。既存のダム、或いは今進行中、計画中のものについてはどうするかということは再検討と書いてあるのですが、再検討するなら再検討の仕方についての意見を出してもよいでしょうし、提案してもよいだろうと思います。

既存のダムについても今後いろいろ問題があることは指摘されているのですから、どの辺が問題で、どうしていくべきかということは提案してもよいだろうと思っていたのです。そういうことは、治水とか環境とか関係してくるので、そこで議論できるからダムの部会をつくらないということになっているのですが、どうも気になってしょうがないのです。特に運営会議でどうなったのでしょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

例えばダムの部会をつくったとします。それはそれだけ特別の部会です。例えば、堤防も含めたような、洪水、利用等に興味のある人やダムに興味のある人が全部そこに集まることになります。それが現段階で成り立つのでしょうかというのが運営会議の大部分の議論になっております。

つまり、ダムの問題は非常に大きく、少なくともジャーナリスティックには取り扱われておりますが、決してそれだけではないというのは確かであるので、非常に具体的な河川整備計画の各々のところをどうするかというような問題について議論をしないといけないうわけです。例えば、ダム部会ばかり人が増えたら困ります。逆に、ダムのところは少なくとも、また困ります。

ですから、そういう問題は、むしろ本当に全体として考えなければいけないのであれば、全体で考えるということの方がよいのではないかというのが、運営会議の多数の意見だったと思います。

運営会議に江頭部会長代理はいらっしゃいましたね。違っていましたら、是非お願いします。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

部会長がおっしゃった通りだと思います。もしダムに関する検討部会をつくるとすれば、皆さまの意見を集約して何人かのメンバーを選んで、そこで集中的に検討するのではないかと、そういう意味もあるのではないかと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

当然ながら運営会議はある原案を出しますが、最終的には委員会が決めることですから、もし倉田委員が、こういう理由でダム部会をつくるべきである、あえて極論すれば、もうダム部会だけあればよしいというような、何かそういう違うご意見があれば当然出して頂いて、こうすべきだという理由をおっしゃって頂ければ、それは議論にはなると思います。運営会議では利水の問題もまだ進められていない、環境問題も進められていないという状況のもとで、ダムを 5 番目のテーマ別部会にするというのは、少なくとも現段階では適当でないのではないかと意見が多かったということです。

ついでに申しますと、住民意見聴取は、従来はワーキンググループでしたが、正式の部会として進めるということです。従って、現在あるワーキンググループは、当面何かがない限りは動かないという含みです。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

ダムの部会の件ですが、私も大切なところだという認識は持っているのです。しかし提言をつくってきた中で、ダムの方向性はきちり示したわけですから、テーマ別部会が今後できて、そこで議論していく中で、提言に沿った方向でまとめていかなければならないということを考えますと、あえてダムだけの部会をつくる必要はないのではないかと思います。そういうことになりますと、全てのテーマについて部会を設けなければならないということにもなります。議論の経過の中でどうしてもダムの部会が必要になるかもわかりませんが、今の時点では川那部部会長がおっしゃるように、必要はないのではないかと思います。その辺は順応的に考えておけばよいと私は思っております。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

取り敢えず今は、一般の方からのご意見を承る時間ですので、委員の方が勝手にしゃべっているのだとあえて思って頂いて、これは言っておきたいという方は、今の時間は一般の方が優先ですので、是非おっしゃって頂きたいと思いますが、もちろんなければそれはそれで結構です。

よろしいですか。では、後ほど、一般意見聴取に関連して一般の方からのご意見をお聞かせ頂く場をつくりたいと思います。

そうしましたら、一般からの意見聴取の反映について、資料 4 を庶務から説明して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 4 の説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

この件について、私としては2つの問題があると思っています。

1つは、委員会として一般意見聴取・反映についてワーキンググループでやって下さった内容については提言に書いてありますが、それをもう少し具体的な問題も含めて改めて書き直すということが決まっておりますので、どうすればよいかという議論です。本来は委員会でやるべき問題ですけれども、琵琶湖部会として、その議論を前もってしておくかということです。

2つめには、琵琶湖部会が特にかもしれませんが、住民意見の聴取・反映について提言するためには、これはよいとか、これはあまりおもしろくなかったとかというようなことをいろいろ考えるためには、試行を試みるのが必要ではないかという話になって、琵琶湖部会が中心になって試行をしているわけです。今後、どのようにしていくかという問題です。

最初の方は、55人の委員で集まるのは大変ですから、ここで少し議論をして頂くということ。それから後の方は、試行としてどんなことをしたらよいか、どんなやり方があり得るのかということです。三田村委員、何か関連してつけ加えて下さるようなことがありますか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

以前、試行の会をやった時のように、やり方が幾つかありますので、そういう試行をやっいて、その中で効果がありそうなもの、或いは真の住民の意見が汲み取れるようなやり方がありそうでしたら、それを別冊の提言にまとめる、プロセスとしてはそう考えた方がよいのではないかと思います。

少し話が変わりますが、先ほど庶務の方でまとめて頂いたものを参考にさせていただきます。提言説明会で一般の皆さまにお配りすれば委員会と一緒に流域のあり方を考えて下さるのではないかと配らせて頂いたアンケートの結果なのですが、こんなにたくさん意見を寄せて下さいました。私はびっくりしました。そういう意見が隠れたところに随分あるのだろうと思います。それをできるだけ私たちが発掘していく、そういう作業からまず始めるべきかと思ひます。

それと1つ気になりましたのは、この資料に「サイレントマジョリティは存在するのか」と書いてありますけれども、存在するのです。存在しないと思ったらっしゃる人が多分、傍聴席にもいらっしゃるだろうと思ひます。本当はここに来ていらっしゃらないの方が大きな意見を持っているかもしれません。私は田舎の方に居を移しましたけれども、言いたくても言えない人がたくさんいらっしゃいます。言うとも八分になるからです。そういう人が本当はいるのですね。提言説明会は町でやりましたから、そういうジレンマを持ってらっしゃる人はあまりいらっしゃらないのかもしれませんが。そういうところも私たちは配慮して流域委員会の中で取り上げ、提言していくのが本当は大事だろうと思ひます。私たちがもう一度、住民側に立って物事を考えていくよい機会だろうと思ひます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

しばらく、この資料 4 や今のような問題を含めて、一般からの意見聴取反映についてという点でご意見を承りたいと思いますが、どなたからでも、どの問題でも結構です。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

議論をして頂きたいのですけれども、まずいつ頃までに何を仕上げないといけないのかを、琵琶湖部会の中ではっきりした方がよいのだらうと思います。

1 つは河川整備計画の基本的な考え方というのが出てきて、これがある時期に河川整備計画案になっていくわけです。それまでの間に我々はどういう役割をしないといけないのか、それまでの間に住民意見聴取と反映のプロセスでどのような役割をしなければいけないのかということになりますと、時間と回数とやり方というのは非常に限られたものになるという気がします。いつまでたっても試行ということで、いつ試行が取れて本格的に聴くのかということです。

聴取だけではなくて、反映というプロセスが、もちろん河川管理者自体もそういうことをこれからやっていかれるわけですし、その役割は非常に重要になりますし、そういうことの情報も委員会の方でしっかり受け止めてないといけないということがあるのですけれども、委員会が反映のプロセスでどういう役割をしていくのが、我々の中でも明確ではないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

1 つは、意見を聴取し反映させることを考えるのは河川法で決められた内容です。これは基本的に委員会がやることではないのです。それは河川法で「河川管理者」が必要と認めた時という条件が入っていたと思いますけれども、住民意見を反映しないとけないということで、主体は「河川管理者」なのです。ただ、どのようなやり方をやれば、聴取し反映したことになるかということについて提案して欲しいという意味で言われていて、それはどうしたらよいかということ委員会を考えないといけないわけです。ですから、委員会としては、試行だけで終わるとということになるのかもしれませんが、しかし、河川法でそういうことをしるというくらいであれば、委員会でもいろいろな意見を聴取すべきであるというのは、これはまた別の問題としてあると思います。それはその通りだと思います。

時間的なことで言いますと、委員会としてまとめるのは、そんなに長い時間はとれません。恐らく来年度に入って早々、5 月か 6 月くらいには遅くてもしなければいけないのではないかとということになります。そのための試行をやっておかないといけないということになれば、そんなに時間はありません。

しかし、試行ですから、河川管理者が既にいろいろな行政や住民に聴いていらっしゃるような頻度で、ありとあらゆるところでやらなければならないかどうかは全然無関係なことで、委員会、或いは地域部会としては、まさに試行でしか実際上どうしようもないということが事実ではないかと思います。その辺のところはいかがでしょうか。なかなかきちっと分けられない部分があるので、難しいことは十分に承知しています。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

提言は理念だったと思います。具体的にどのようにしていけば真の河川管理ができるかは、これから河川管理者が案を出してこられるのだらうと思います。住民意見聴取に関しては、多分、今までノウハウをお持ちではないでしょうから、こちらがお手伝いしましょうかという程度に私は考えています。

ただ、提言の 4-7 から 4-9 までで、抜けていた分はもう一度出さなければならぬのでしようけれども、理念の部分は一応終わっているので、河川管理者がもう余計なお世話は要らないとおっしゃったら、私たちはやる必要はないのだらうと思います。だが、ここの部分に関しては、河川管理者は素人でしょうから、私たちも素人ですけれども、試行をやってみましょうかということだと私は考えています。

そういう意味では、試行はずっと試行で続く可能性もあります。それも大事だらうと思います。しかし、もうそろそろこの辺でやめるという判断もあるのかも知れません。ただ部会ができたとしたら、部会のスケジュールにそって出さないといけないとは思っています。それは、適任者がおやり下さるのだらうと期待しております。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

具体的な提案です。私たちが置かれている状況というのは、1 月 17 日に出した提言に対して河川管理者の方から説明資料が出たという段階です。正直申し上げて、その対応関係がとてもわかりにくいのです。

確かに提言は理念なのですが、提言に対してこういう具体的な河川整備計画を出しているという対応関係が、何度読んでも対応がとれないのです。特に住民参加に関わる、或いは住民意見の聴取に関わる場所は、提言では、4-7、4-8 にかかなり具体的に情報の発信から共有から意見聴取するための具体的なことを数ページ書き込んでいるわけです。それに対して、どこで応えて頂いているのかというのがわからないので、まずどの部分にどう応えているのかを庶務に整理して頂いて、これまでにここの部分はやってきた、ここはまだできてないというところを整理しながら、それなりに目的意識を持って地域社会に入るとか、或いは試行の会をやらないと、無限にいろいろな意見を集めて整理できないということになりかねないので、目的意識をきちんとしていたいと考えます。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

嘉田委員のおっしゃることが理解できないので教えて下さい。

河川整備計画策定に向けての説明資料というものが、提言のどこにどう対応しているかがはっきりわからないというのはその通りですが、一般意見の聴取に関する問題に関しては、この説明資料にはまだ殆ど何にも書かれていないと考えるべきなのではないでしょうか。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私の理解は、前回の拡大委員会で申し上げたのですが、ソフトの対策に対しては、河川レ

ンジャーとして既存の施設で対応しますということが数行触れられていますが、それ以上は殆ど書いてないという認識です。

ですから、説明資料につけ加えるべき話を私たちが提言するのでしょうか。河川管理者の立場として書くための資料を委員会が出すのでしょうか。既に理念は出しているわけですが、その理念に応えるものは今は殆どありません。先ほど、村上委員がおっしゃっていたように、子どもの河川学習は随分議論してきましたが入っていません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「河川管理者」の方が意見を聴取するという点に関して、具体的にこういうことを考えたいと思いますという説明資料が出てくるまでは試行はやらない、やっても無駄であるという意味ですか。それとも、そういう説明資料は当分出てきそうにないと判断して、それよりも前に試行でも何でもやるという提案ですか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

具体的には後者なのですが。河川管理者からもう提案が出てこないのかどうかは確認したいわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今すぐという意味ですね。それでしたら答えてもらえるかもわかりません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

河川整備計画の中に盛り込む中で、例えばこれからの住民との連携であるとか、情報公開だとか、そういうことについて、確かにまだボリューム的に少ないです。説明資料の3ページに河川レンジャーのことが少し書いてあるのですけれども、本当にまだ具体的にしているところは少ないので、これはよくわかるのです。

今、議論されているのは、河川整備計画をつくるにあたって住民から意見を聴く、それをどう反映するかということだと思います。住民からの意見の聴取、或いは反映方法を河川整備計画に位置付けるということではないと私は思っているのです。

我々が河川整備計画の説明資料を出しましたけれども、これについて、既に今日資料3-3で、我々とすれば例えば自治体であるとか住民の方々とか、或いはNPOの方々でこういうことで説明、或いは意見を聴くということからスタートしましたということをご報告したわけです。これは何も全部だと思っと思っています。これでスタートしましたということにして、我々がこれから住民説明会をする時に、住民の方が集まってこられないかも知れませんし、或いはたくさん集まってこられて大変なことになるかも知れません。それはわかりません。あくまでもこれはスタートしたということです。これを我々はこれから1カ月2カ月やっていくのですけれども、その中で我々の意見聴取のやり方を流域委員会の皆さま方にご報告して、その中で、例えば委員からそこについてはもうちょっとこうしたらよいのではないかとか、或いはその時の反映の仕方はこうすべきかというご意見は頂きたいと思っっているのですが、

そのこと自体を河川整備計画には位置付けるものではないと私は思っています。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そこが私の認識と違うと思います。そういうソフトの戦略も河川整備計画の中に入れてないとしたら、入れて欲しいというのが、提言の 4-7、4-8 だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

例えば、河川整備計画ができたとします。できた後、その河川整備計画をフォローなりチェックなりしていくのですが、河川整備計画策定後、その時にどのようなシステムをやっていくのかということ河川整備計画の中に入れればよいと思います。ただし、今回つくる第 1 段階目の河川整備計画に対する意見の聴取りなり反映方法というのは、それはまだこれからスタートしようとしているわけですから、意見の聴取、或いは反映方法について確定的に書けるわけもないのです。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

それは整備というものをハードな、つまり工事に限っているからだろうと思います。例えば、治水にしる利水にしる、整備の中にハード以外に社会システムで対応するとか、住民参加で対応するという議論をしてきました。ですから、その部分もソフトの河川整備計画として私はずっと今まで考えていたわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりましたが、嘉田委員のおっしゃることはとても大きな話なので、先ほど私が申したように、河川整備計画にこういうことが書かれていないのはおかしいので、これは書くべきである、このように書くべきであるというような意見として出して頂くのが適当なのだと思います。それは非常に大事なことで、意見としてそういうのが出てきたら、河川管理者がどう思っているかということは無関係に委員会はある意味で提言すればよいわけです。

もしも住民意見の意見を聴取というものが、資料 3-3 に書かれていたような自治体に対して説明する人の意見を聴き、或いは住民に集まってもらい、5カ所なり6カ所なりのところへ出て行って説明をして意見を聴くということだけでよしいと判断するならば、それでよいのです。しかし、今まで琵琶湖部会等でやってきたのは、それだけでは駄目なので、全く違うやり方もやってみた方がよいのではないかとということで、例えば会場へ集まってもらうのもやったがそれだけではなくて、その場所のご意見を聴くということもやってきました。それからまだまだ全然やっていませんが、どこかの村へ行って予告しないでやってみたらどうかという意見を述べられた委員もいるわけです。それで成功するかどうかは知りませんが、そういうことも今後、「河川管理者」は河川整備計画をいろいろ議論し、次に進める時にはそうすべきであると委員が考えたから、そのためにはいろいろと試行をやってみないといけないということだったと思います。

今、議論をしている部分は実はそこなのではないかと私は思うのですが、嘉田委員はどうお思いでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は大きな誤解をしておりました。ソフトの整備も整備だと思っていたのですが、違うのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

もちろんそうだと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ですから、それは長期的なものであるということによいのですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

ソフトな施策も、当然河川整備計画に入るとするのは私どもも思っています。ただし今回の説明資料の中で、例えば水質について流域でやろうではないかということで、住民代表の人も入ってもらった協議会をつくらうだとか、或いは万が一破堤した時に被害を少なくするために被害ポテンシャルを下げるような方策は、これは我々だけではできませんから、自治体だとか流域の方と一緒にやろうとか、或いは啓蒙という言葉はおかしいですけれども、いろいろな情報の伝達だとか、そういうソフトの施策も入れ込んでいっているのです。ただし、それがまだまだ少ないということはあるかと思えます。それについては意見を頂ければよいと思います。

ただ、今議論しているのは、そういうソフトな施策も含めた河川整備計画に対する住民の方々から意見を聴いて反映すると、今はそういうやり方についての議論だと思っているのです。そうすると、それはまさに河川整備計画の内容ではなしに、この河川整備計画をつくるにあたっての手续と言いますか、踏むべきことの議論だと思っているのです。それを河川整備計画の中に我々が位置付けるということは、逆におかしいのではないかと私は思っているのです。それは我々が今日出した資料3-3で、今からこういうことで始めますよということで、これはまたこれからどんどん変化していくと思えます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

あくまでも手続なことで、今、議論を集中しているというようなことでしたら、それはそれで納得いたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

手続というよりはむしろ、例えばソフト、ハードを含めたものに対して、住民がそれをどうであるかという意見を出される内容について議論しているわけでしょう。つまり、ソフトの部分だけではなくて、例えばここの堤防はこうしたいというような「河川管理者」の考え

について、住民の意見はどうであるかということをお聞き、それを反映する仕組みは何であるかということです。他の方のご意見はいかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

今の点に関連してですが、前回説明させて頂いた資料 3 - 2 の 3 ページに、現在河川整備計画について、流域委員会を中心とした住民の方を含めたご意見を聴いてつくっていくということをやっておりますけれども、これができた後のさらに改定をしていくシステムも同様にこの流域委員会の意見を聴くとか、或いは住民の意見を聴くというようなプロセスを経るということ、そのこと自体は明確にこの河川整備計画の中には書いております。

ただ、今の議論で、どう聴くのかという部分については、まだこの中には書かれていないということであって、この計画自体がどんどん変化していくその過程については、現在やっていることと同じことをやるのだということは、これは明確に書かれている、そのつもりであるということをお申し添えます。

村上委員（琵琶湖部会）

今までの議論と違うことになりましたが、私が個人的に地元丹生ダムのことも含めて、いろいろ話を聞きにいたりしている中で、住民参加という意味で、今までできてこなかったことというのが、結局、住民同士の対話なのだということが非常に強く感じております。

実はこの提言をまとめるにあたって、その辺をどうするのかということとはなかなか書き込めなかったところでありまして、合意形成をしていく上で、住民同士の対話ができなくなっているところが大きな問題だと思います。家庭の中で子どもとお父さんがきちんと会話もできない中で、どれだけ上・下流の対話ができるのかという現状だと思いますから、これをどうやって機会をつくっていくのかというのが、鍵になってくることだろうと思います。

整理のために言っておきますと、住民参加という意味で、もう 1 つ非常に問題なのは、河川についての意識の薄れであるということがありますけれども、その問題は置いておいて、住民同士の合意形成ということで話をしています。そういうことをしていこうという中で、議論をしていて出てきたのが河川レンジャーでした。河川レンジャーに求めている役割というのは、そういうファシリテーター的な意味を含めて、そういう人が要るのではないかなということで、私は最初、川守みたいなことで話をしました。この河川レンジャーということに込められている意味が、委員によって違っていると思います。

また、河川整備計画の説明資料の中に、河川レンジャーという言葉は出ていますが、これがあるからということで思考を停止してしまうのは危険であって、住民同士の合意形成をどうやっていくかを考えなければいけないと考えています。

過去を振り返りますと、上・下流の対話を阻害してしまっていた 1 つの要因としては、やはり役所が仲立ちしてやってきたということです。それぞれの人は役所と対話をしていて、それぞれの人同士は対話ができなかったということがあったわけです。流域委員会が今まで河川管理者がやってきたことをかわりにやってしまっただけでは、まずいのではないかという気がしているのです。ですから河川整備計画をつくっていくプロセスの中で、そういう対話の場

を何とかしてつukれないかと思っています。

ダムのことを言えば、やはり地元の方と対話できる場を持つ必要があると思います。下流の大阪の人をどう特定するのは難しいのですが、例えば流域委員会にもダム問題を扱っておられる大阪の市民団体の方も来てらっしゃいますけれども、そういう人たちとの対話ができるような場を何とかしてつukれないかなと考えております。流域委員会としてつukることができるのかどうかわかりませんが、やはりそれが一番肝心だと私は思っています。どういう形でできるか、まだわからないのですけれども、何とかしてそういう場をつくりたいと思います。

もし委員会としてできるのであれば何かやりたいと思います。テーマとしてはダムの話を出しましたが、他に高水敷の利用であるとか、今回の河川整備計画案を出すにあたって、河川管理者の方が協議会をつくらうと書かれたことの幾つかは、住民同士の対話が必要だと思います。テーマを絞って話し合うような場を何かの形でつくりたいと思っているので、何とか皆さままで考えたいと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の村上委員の意見に共感の言葉です。住民意見の聴取では、サイレントマジョリティがあるのかないのかという議論、それからそもそも住民意見がどう形成されているのかという、大変大きな問題があると思います。

少し単純化して考えますと、日々暮らしている、24 時間 365 日暮らしている中で、河川がそれぞれの暮らしにどれだけ位置付けられているかということ、多くのところが殆どゼロに近いと思います。普通の暮らしの中で、何も考えなくても蛇口から水は出てきますし、洪水に遭うことは殆どないわけです。けれども、問題になっているところでは、そのことが大変切実なわけです。

日常的にほとんど河川の問題がないようなところから、どうやって意見を聴いていくのか。或いは、かなり切実な問題があるところから、どういう意見を聴いていくのか。切実な問題があるところの方が関心を持っていますから意見は聴きやすいです。問題化しているところは、緊急にでも、いろいろな場をつくらなければいけないのだろうと思います。丹生ダム、大戸川ダム、そういうところでの何らかの場が立ち上げられていますが、どのような形かまだ見えていません。

それからあとで、日常それほど問題がないけれども、もしも蛇口がとまったらとか、もしも洪水が来たらというようなところで何らかの意見が聴けるような場をつくるための見通しを立てたらどうかということです。村上委員の意見に賛成です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

嘉田委員のおっしゃったのは大変大事なことなのです。例えば、淡海の川づくり委員会です。流域委員会と一緒に構わないのですが、そういうようなものが何とかしてできるようなものであるとすれば、早速にでも始めた方がよいと私は思います。もしも、公式にやるのが難しいのであれば、それほど公式でないようなやり方ではやってみるのも、ある

のではないかと思います。しかし、そんなことをやられたら、非常に迷惑だという地元もあるかもしれません。というようなことまで全部含めて、これは試行であるということをはっきりと言わなければ、やれるものもやれなくなると思います。しかし、失敗したとしても、やってみる価値があると思うのなら、かなり早い時期にやらないといけません。例えば試行でよいから、嘉田委員はどんなところでどんなことをやったらよいか、或いはそれはやってはいけないというのを、是非教えて頂けませんか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、丹生ダムにまつわるところの、緊急に地域社会が意思形成しなければならないところは、行政権限を離れてコミュニケーションの舞台をつくるという試行が、是非必要だろうと思います。

下流に水が必要だと言っても、下流の大阪市民の顔は見てないのです。大阪市民を代表する、いわば当時の国土庁なり、水資源フルプランを担う行政の方がやってきて、下流のために頼むからダムをつくって欲しいと言っているのです。そこに県も入ってくるわけです。ですから、住民同士は見てないというのは、村上委員がおっしゃった通りなのです。

住民という言い方は難しいのですが、必ず意見が割れるのが住民です。合意形成が一番難しいのもそこだと思います。そこを、この際ですから、意見は最初から割れる、立場は違う、でも立場の違いを超えて、お互いに何をどう求めているのか、顔が見える、或いはそれぞれの意見が見える形で舞台をつくるのが、緊急に必要なだろうと思います。

ダムが必要だといって計画するのは、殆ど男性です。ところが、水を使う人、或いは水に最も影響を受けるのは、女性や子どもです。女性や子どもたちの、いわばサイレントの意見をどう入れていくかということも、このダム問題等で大変重要だろうと思います。

それからもう一つは、問題が特に緊急ではないというところは、ある意味で、どこでもよいという言い方はおかしいのですが、緊急ではないという、平面的に場所としては選べると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員にお尋ねしたいのです。

意見をまとめる方が三田村委員であるかどうかは何も決まっていませんから、これは関係がないとあえて言いますが、琵琶湖部会に関しては、住民意見の聴取・反映に関して少し主体的に考えて頂けませんかと、三田村委員にお願いしているわけです。村上委員や嘉田委員も入っているわけです。

例えば、今の件について、公式な会をつくることは、不可能だと思いますけれども、極めて柔らかい形で何かやってみることがあり得るかということだと思います。その場合に、例えば嘉田委員には、どこで何を主体的にやってもらうかという具体的な提案、提案とまでいなくても何かありますか。例えば村上委員は、どこかであったらやってもよいと思いますか。本当にやれるのかどうかわかりませんが、考えてみるくらいのことではやろうと思うのでしょうか。嘉田委員の場合でしたら、そういうところでないようなところであるとすれば、

例えば、どこでどういうことを、だれと一緒にあればやれる可能性があるとお思いになるかということをおっしゃって頂かなくてもよいのですが、そういうようなことがあり得るとするならば、かなり早い時期にいろいろ考えないとならないだろうと思います。

三田村委員、琵琶湖部会のワーキンググループのリーダーとして、ご意見はありませんでしょうか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

住民意見の聴取・反映に関しては、委員会がお考え下さって、例えば琵琶湖部会ではこういう視点でやってくれということであれば、効果が上がると思いますが、どうもそのような意識を待っておられる方が少ないということです。

そういう意味では、川那部部会長は非常に熱心ですので、琵琶湖部会で取り敢えずやって、その後ろに他の部会がくっついてきてもよいのだらうと思います。その時に、例えば嘉田委員がおっしゃったようなやり方も1つでしょうし、村上委員がおっしゃったのも1つでしょう。幾つかのやり方をやってみて、これはいけるぞというのを残しておけばよいのだらうと思います。

もう1つ、話がもとに戻って申し訳ないのですが、さきほど合意形成の話はなさいましたが、そんなことはあり得ないと思います。意見には重さがありますし、それぞれの住民、或いは職場によっても異なるでしょう。いろいろな物の考え方を出して頂くことに、むしろ重点をおいた方がよいと思います。頭の柔らかい河川管理者ですから、これはいけるぞという方法をピックアップして頂いて、反映して頂ければよいと思います。今までそのようなチャンスがなかったと思います。いろいろな意見があって、これはとんでもない意見を言っているなというのでもよいと思います、合意が得られなくても。そこをピックアップして頂くところから、私は今始めるべきだろうなと感じております。

そのためには、いろいろな突拍子もないアイデアでやって行って、いろいろな人からご意見を聞いて行って、その中でこれはおもしろいぞというのがあればよいのかなと思います。この試行のやり方というのは、こういう段階だらうと思っています。そのためには、琵琶湖部会から発信して頂いてもよいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

このように三田村委員には言って頂いていますが、他の委員の方、どのようにお考えでしょうか。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

河川整備計画の基本的な理念として提言をつくる段階で試行をしたということには意味があったと思います。しかし、今の話について、河川整備計画をつくる段階での住民参加の試行のプログラムということで、うまく理解して頂けるかどうかということです。聴取される側、或いは反映を期待する側が、委員会が試行をしますということに十分理解をしてもらえんかということが、ポイントだと思います。場合によっては、試行という言葉がよくない

とも思います。

試行の意味と役割がきちっと伝わらないと、過大な期待を生むことにもなります。或いは河川管理者と委員会との関係は非常に複雑ですから、理解することが非常に難しい中で試行をやっていくということの重大さをどのように我々は考えていくのかということだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では、今日参加なさっている部会委員の方々は、本当にその辺のところをどうお思いになるかということです。

松岡委員（琵琶湖部会）

提言として、骨組みは提示されたと思います。ここで、こうやって皆さま集まってもらっていますが、多分いろいろな代表者とか上の方の方が多いと思います。

私らもいろいろな話をさせてもらいましたが、例えば若い人の声が聞こえてこない、伝わってこないということがあります。恐らく、この流域委員会の活動も若い人にはなかなかまだ伝わってないのだと思います。恐らく、河川1ついじっても、今回、農業者の人も意見も1度も聴いていません。農業者は多分、水と非常に関わりがあります。一番大事な盲点だと思います。次の後継者である若い人の声、もしくは次の後継者の声が聞こえてないのです。上だけで上滑りしてないだろうか、そういうふうに感じているのです。

逆に言ったら、琵琶湖部会が、少なくとも河川の流域の農業者なり婦人会なり、林業も含めて、漁業者も含めて、後継者の人と一度本当に話してみる必要がありますし、このことも伝えないと声が聞こえてこないのではないかなと思います。住民のそういう人たちも加わっていかないと、形に変えていけないのではないかなと、そういうように思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他の方がいいでしょうか。

公式な会を考えると、怖くてやれないというのが非常にはっきりしているのではないかと思います。それでも押し切って何か試してみる、本当に具体的にやってみようかと思う人があれば、そういう試みくらいであれば、部会はサポートしてもよろしいかどうかというところについて、ご意見を伺いたいのです。

井上委員（琵琶湖部会）

住民にいろいろ意見を聴いてもらうのは、住民の意見を河川管理者の方に見てもらって、こういうことがあるのだということに気づいてもらうためですね。そしたら、その気づく河川管理者の方の、結局センスの問題になると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今回の河川整備計画をつくる仕組みというのは、河川整備を河川管理者だけで任せておけ

る時代ではない、住民を差し置いて勝手にするなということで、我々も勝手にしませんというのが、今回の河川法改正の процедуруを変えた根本的なところなのです。

そういう意味において、住民の人々からいろいろな意見が出ます。それを我々が見ますが、我々のセンスで、これはよい、これは駄目だとやっていたのでは今までと同じです。住民の方々のご意見を我々はこのように反映しましたよということを、流域委員会の皆さま方とか住民の方にまたフィードバックして、それでよいと言われるのか、また、けしからんという意見が出るのか、それをやっていこうということですから、決して、河川管理者が自分たちのセンスだけで最終的に物事を決めるという仕組みではありません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

時間が来ていますので、この件については、試行をどのように考えるのがよろしいとお考えになりますでしょうか。

幾つかの選択肢があります。試行はしないというのも1つです。それから、部会としてやるというのがあるかもしれません。或いはいろいろなタイプで、こういうことをやってみてもよろしいとお考えの方があるとすれば、そういういろいろな試みをやられることは大変結構なことなので、失敗があるかも知れませんが、やってみて頂くことを部会としては十分に認めましょうというようなものもあり得ると思います。

その辺は非常にはっきりと決めることは可能でしょうか。それとも、今日は無理でしょうか。

つまり、もっとゆっくり考えないといけないと言っていたら、次、琵琶湖部会はいつ開かれるかわからないわけです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

その前にお伺いしたいのですが、試行の会は、手続上可能でしょうか。と言いますのは、今までの試行の会は、主に4-7から4-9までの提言をするためにやってきたと私は思っております。それが終わりましたので、次回からはかなり自主的なのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

手続という意味から言いますと、住民意見の反映に関しては、委員会での提言で終わりではなくて、もう一度、住民意見の聴取・反映についての提言をつくる方向で努力をすることです。これは委員会で決まっていますから、手続上でやってもよろしいと考えることはできると思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

試行としてやられることがあるとするならば、部会としてはそれをサポートするというこ

とで実施したことが、現在までないわけです。

部会として、今のような手続のことから考えれば、いろいろな試行をしないといけないけれども、いろいろな問題もあるでしょうから、部会がやるとは言いません。けれども、部会委員が、こういうことは自分たちでやってみたいと思われるなら、それは1つの努力の方法として、部会として認めましょう、というやり方は、従来のやり方から言えばあり得ます。一方で、それはとても怖いのでやめた方がよろしいという意見も、当然あるかも知れません。その辺はどうお考えでしょうかということです。

だれだれさんやって下さいと、例えば私が言っても殆ど無駄なことです。どのようなやり方でやろうと、やる価値があると思ってやって下さる方が主にやられないと絶対に成り立たないと思います。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

この部会でバックアップして頂けるかどうかはよいのですが、私どもは1年くらい前から、子どもたちの意見をどう聞いたらよいのかということで、川と町の再生、地域の再生と子どもたちの意見ということでシンポジウムをやり、また今度、2月22、23日にも、日本全国の、川辺川とか吉野川とか、かなり問題を抱えているところ、或いは問題のないところも含めて、霞ヶ浦から村上委員にも来て頂きたいと思っておりますが、そういうのをやります。その結果を、世界水フォーラムの子ども水フォーラムに持ち込みたいと思っています。

それも、もしかしたら試行なのかも知れませんが、もちろんこの委員会を随分頭に置きながらやらせて頂いております。そこには、淀川工事事務所の宮本所長にも、是非子どもたちにメッセージをと、「からだ言葉」でわかりやすいメッセージをとお願いをしております。これも、もしかしたら試行なのかなと思います。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

試行なしでやるというのはどうでしょうか。先ほどの村上委員のご意見は、ずっとこの10年間くらい私の頭の中にもあったのです。

私は琵琶湖のことがいろいろ心配になるのです。今は琵琶湖の周辺の人が琵琶湖を守っているということなのですが、これからは非常に難しいと思われれます。下流と一体になって守るということを実践的にしていかなければ守れないと思います。

もう既に、河川管理者に意見聴取をやって頂いているのですが、この中に1つ、今回の計画をベースにして、流域一体として水の利用、例えば保全、或いは治水の問題を議論するフォーラムをつくって下さいとお願いしたいと思っております。そこに委員の方も入り、フォーラムを具体的にどのように動かしていけるかということも含めて、河川管理者に検討してもらえないだろうかと思っております。今までの試行とかこれまでの議論を含めて、そのことに対して我々が一定の貢献をしたり、意見を言ったりということで、その実現に向けて一定の役割をしていく方向で、是非委員会として動きましようというような形のことは可能だと考えています。

要するに主体は河川管理者であり、河川管理者が個別に説明資料(第1稿)を説明してい

かかれている次のラウンド、或いは次の次のラウンドとして、例えばいろいろ新しい河川整備計画ができた時に影響を受け、これまでの状況と変わった状況に遭遇する地域というようなところが、当然出てくるわけです。それは実は個別の問題ではなくて、そういう地域の連携なり連帯ということがあって初めて、流域というのは成り立つわけですから、逆にそういうことを議論して、問題を共有化していくフォーラムを是非考えて頂きたいと思います。試行は試行として個別には必要だと思います。ただ、流域全体で非常に本質的な問題を抱えている部分について、個別にあたるのではなくて、その問題を住民という切り口を含めて、1つの持続的なフォーラムにしていくようなシステム、仕組みづくりを、第2ラウンド、第3ラウンドくらいのことでやって頂いたらどうかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。それはもしやるとすれば、委員会の議題です。

当然ながら、河川管理者は河川管理者としての立場で考えられるでしょうから、我々の思っていることとは全く違うかもしれません。

委員会、或いは部会としては、試行みたいなものを行った方がよいということですか。それとも、そういうことをしたいということですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

試行の話は今ここで決めてしまうのはどうかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

決めてしまわない方がよいということですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

それよりも、フォーラムの開催の方が1つ頭に浮かんだということですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。今の中村委員の提案は、委員会として、そういう提案を委員の1人としてお出しになった時に、それが通るか通らないかは別の話であるということですね。

そうすると、この試行の問題は当分の間やらないということで決めてよろしいですか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

提言の4-7、4-8、4-9の後の部分と言いますか、残っている部分をできるだけ早く提出することになっております。それを私がやらなければならないのかどうかはわかりませんが、担当される方が困ると思います。何らかの形で情報を頂かないと、次のステップに進めないということだろうと思います。情報なしでやるのでしたら、すでに提言の内容で終わっているのです。別の提言はすぐにまとめられることだろうと思います。そういう意味では、情報を頂いて次のステップに移って、やって頂いた方がよろしいかと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

部会としては試行の会は行わないけれども、先ほど部会長がおっしゃったように、だれかが手を挙げれば部会が協力する格好でやるということでしょうか。部会としてやる時間はないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

部会としてこういうような試行をやることは恐らく無理であろうというのは、江頭部会長代理のお考えと同じです。

有志がおやりになるのであれば、どうぞおやり下さいという手も1つあります。もう1つは、有志がやられるということは部会として認めるというか、部会が全体としてやるということはできないので、おのおの方々が、かなり部分はその方の責任において行うことになります。しかし、そういうことを認めたということに関する部会の責任は当然あるという意味でやるかという、その2つの選択肢だと思います。

例えば、してはいけないと言うことはできないでしょう。やるというのに、してはいけないというのもないでしょうから、有志の者でおやりになるのはいわばご勝手ですが、そのご勝手を、部会としてサポートすると言うか言わないかだという意味です。

三田村委員はどちらですか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は、委員会では判断がすぐにできないだろうと感じております。そういう意味では、琵琶湖部会で、できる人は有志の会でやっていく、それを部会がサポートするというやり方が現実的だと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

私もそのように思います。三田村委員はワーキングの代表になって頂いているわけですよ。そうしないと、後のことが対応できないと思いますね。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の方はいかがでしょうか。

琵琶湖部会として、そういうような問題をもし積極的にやって下さるといふ方があれば、それ自身は大変結構なことですので、部会としてサポートするかどうかです。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は賛成です。ただ、先ほどの話ではないのですが、試行という言葉はどうするかということが、やはりあるのだろうと思います。誤解がないような形で動くということが必要だと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。私は、部会として、あるやり方をこれはやりますと言ってやると、今後、そういうようなやり方は、やはりやるのが当然であるというようなことが起こると、なかなかいろいろ問題があるので、やってみたが、これはやはり失敗した、やめましたということもあり得るといような意味で、試してみようかと言ったということです。

河川工学の言葉では昔から、見試しという言葉があるそうですが、つまり試すというようなつもりだったのです。おのおのの方が自分なりにいろいろなやり方をして下さいという意味で結構かと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これまで住民意見を聴く機会としては、非常に時間が短かったにしても、委員会で意見をお聴きしてきました。或いは、現地に行った後に、その場でお集まりの何人かの方から意見を聴いてきたということです。委員会のやり方としては、比較的画期的ではなかったかと、私は受け止めているわけです。

これまで、例えば現地の方から、或いは関係団体から、委員会の意見が聞きたいというような要請はなかったのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私の知る限りは、琵琶湖の周辺で、琵琶湖部会長としての私に言ってこられたことはなかったように思います。ただ、淀川部会には、そういうご意見があって、お断りになったというケースもあると聞きました。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これまで私がいろいろな住民運動等をやってきて、ようやくここに来て、いろいろな地域から住民の方が声を上げていく、意見を出していくというような状況になってきたように私は感じているわけです。そういう意味では、これまで流域委員会がやってきた住民意見を聴取する機会を持つ、或いは、公開の会議や説明会をするということをやってきておりますので、少なくともそういうところに参加して、住民も意見を出していく、行動していくということが必要な部分もあります。ですから、委員会が何もかもおぜん立てして、声を聞かせて頂く会については、私は少し抵抗があるのです。有志を部会としてサポートすることには賛成ですけれども、そうでなければ、現時点で私はする必要はないのではないかと考えております。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私も判断に迷っていたのです。趣旨としては、試行を否定しない方がよいと思います。ただ問題は、この委員会でどういう課題について話しかけるかという時には、おっしゃったように、試行を受ける地元なり地域の方々はどういう意向があるかわからないから入っていくのですが、それに反応しようとする気持ちがあっても、試行を受ける姿勢が具体化しな

いような場合は困ります。それから、そこをつなぐ何がしかのパイプ役になる人がいないとやれないのですし、その辺がどうなのかなと気になります。

つまり、事前に何かで情報を流して、地元で来て欲しいという方があるということをもまず調べてからなら、わかります。その辺がちょっとひっかかるのです。

村上委員(琵琶湖部会)

寺川委員と倉田委員のご発言を聞いていて、私が言ったことと認識がずれているなと思ったので、申し上げたいのです。

委員会、或いは委員がご意見を聴いて回ると言うことがよいと言っているのではなくて、いろいろな人の意見を私たちは受け取りましたと、こうですよというだけで本当によいのかということで、先ほど申し上げたつもりだったのです。

これは委員としてできるのかどうかわかりませんし、もしくは私人としてやった方がよいのかもかもしれませんが、やはり今まで対話のない人同士の対話の場をつくる必要があるのではないかということです。その人たち同士が会った議論する場をつくる必要があるのではないかと、私は先ほど申し上げたつもりです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

もう時間です。どちらかに決めることはできないと思います。今日は決めないことにします。部会の方々に文書で、こういうところでこういうようなことをしても構わないという人があるのだけれども、それを部会がサポートするような形でよろしいかどうかということ、皆さまにご意見を聞いて多数をとらせて頂くということにさせて頂いてよろしいでしょうか。

それから、かなり積極的な方が仮にあったとして、全体としてはよろしいと言っておいたけれども、よろしいと言ったら、やはり部会もある程度の責任は伴います。ですから、その辺のことについては今日は決めないということにさせて頂きたいと思います。よろしいですか。逆の言い方をしますと、これは委員会の問題であって部会の問題ではありませんけれども、例えば三田村委員が今までのところで考えられていた、つまりこれから住民意見の聴取・反映をどのようにやっていくかということに対する提言が出ないということも、或いはあるかも知れません。つまり、試行しない状態というのものもあるかも知れません。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

先ほどの皆さまのご発言の中で、有志の方で企画なされたことを部会としてサポートしていくという点について、異論があるのですか。その点については、特に異論は出てなかったように思ったのですが、いかがですか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

そうではない方がよろしいと思ってらっしゃる方もあるのではないのでしょうか。

村上委員 (琵琶湖部会)

私は、川那部部会長が先ほどおっしゃった形でよいのではないかと考えています。具体的な形が出てきた方がよいと私は思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の方はいかがですか。よろしいですか。

藤井委員 (琵琶湖部会)

結構です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そしたら今日は、やめたと言うのではなくて、保留にさせていただきます。つまり、決めることはしないということにさせていただきます。それでよろしいですか。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

住民意見の聴取・反映についての提言は出すのではなかったのですか。委員会ではそういう認識ではなかったでしょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

出しましょうということに決まったと思います。つまり、私が言いたいのは、具体的にどのような内容のものを出すか、大変お困りになるということです。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

今までの流れからして、住民意見の聴取・反映についての提言を出さなければいけないというのは約束ですから、そのためにリーダーの三田村委員が責任者としていろいろな現場の声なり内実を聞きたいと言われることに関しては、委員として応える義務があると思います。私は、たとえ有志であっても積極的にそれぞれの方が様々なことをして、そこでのノウハウはかなりソフトなノウハウになると思いますが、それをリーダーの三田村委員のところに結集するというのは、委員としての義務だと思えます。

藤井委員 (琵琶湖部会)

その時に、先ほど中村委員のおっしゃった、いつ頃までに何をしなければいけないかというタイムスケジュールとの関係もありますので、後でまとめる時に、その辺りのことをお願いいたします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

河川整備計画として第1番目に出てきたものに対する意見書を7月くらいには出したいというような意見もありましたから、従って、それよりはもう少し早い機会に住民意見の聴

取・反映についての提言を出すのであれば出す必要があるというタイムスケジュールになると思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

補足になるかもしれませんが、私がリーダーとしてまとめるかどうかは別の問題です。よろしくお願いたします。

住民意見の聴取・反映についての提言を出す場合はやはり、もう一步進んだ状態では出さざるを得ないと思います。そのための資料を頂くような努力は、できればやって頂きたいと思います。もっと気軽に考えて頂いてよいのではないのでしょうか。異文化を理解するためにはどうしたらよいのか。自分の人生観を深めるとか、高めるとか、そんなふうにして頂いたら楽しいことができるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今のは非常によい言い方ですね。ありがとうございました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今、住民意見の聴取・反映についての提言を7月に出すということでしたが、河川整備計画策定に向けて意見をどう聞いて反映するかという方策を出されるわけですから、もっと早くご指導頂かないと、もっと遅れてしまいますので、その点はよろしくお願したいと思ます。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

おそらく部会長は最悪のことをおっしゃったのだらうと思います。今までのお約束では、できるだけ3月にということでしたので、遅くともそれから1カ月か2カ月以内にとお願しております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

あえて今日は保留にさせて下さい。そして、できるだけ早い機会に、具体的なことを少しくらいやってみるべきであり、やってみてもよろしいと思う方が主導的に出てきた場合、そのことについて部会としてサポートするというに決定してよろしいかどうかということをお尋ねいたします。その場合は是非、それに対して賛成か反対かのご意見を頂きたいと思ます。

完全に有志でやられる場合は、それは完全に有志ですけれども、もしも部会でお認めしたとすれば、例えば庶務にお手伝いを頂くことは可能であるとか、或いは河川管理者の方に出てきて欲しいという要請をすとか、必要なければ何も言うことはありませんが、そういうようなことは、部会としてサポートする場合は可能です。個人で全くの有志でおやりになる場合は少なくとも、その方が河川管理者のだれだれさんという個人に対しておっしゃる以外の手はないということは事実であるということです。そういう差は一方で、具体的にはあ

と思います。部会は、前から言っておりますように強制的責任は何もありませんが、そういうことを考え、そういうことを認めたという責任は各委員にももちろんありますので、そのことは十分にご判断の上で、できるだけ早い機会にそれをお尋ねしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

というようなことで、時間が大変遅くなって申し訳ありませんが、終わりにさせて頂きたいと思います。次の予定は、委員会の予定はもう既に決まっております、先ほど庶務が申した通りです。それから、琵琶湖部会の予定はあえて今日は決めないでおきたいと思います。恐らくテーマ別の部会の方が少し先行する方が適当なのではないかと思います。恐らく2月に、私は出られないのですが運営会議が2回ありますので、その辺で予定が決まったような状態で、仮に琵琶湖部会を開かなければいけないとしたら、いつくらいであるかというのをとっておいて頂いて、要らなければやめるという形をとりたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

先ほどお約束いたしましたので、もう5分ほど下さい。一般からの意見聴取も含めて、今日来て頂いている傍聴の方から、今のようなことも先ほどの問題も含めて、何かご意見はありますでしょうか。

傍聴者（野村）

関西のダムと水道を考える会の野村です。

意見聴取をどうするかという関係のことなのですが、思いましたのは、私どもは丹生ダムについて意見書を出したりしているわけです。特に利水関係について意見書を出しているわけなのですが、それについて、例えば地元の余呉町の方がどう感じておられるかということを考えてみたのです。今回の提言を読みますと、水需要は過大であるということも書かれておりますし、或いはダムについても原則見直すというようなことも書かれております。ということは、余呉町の方にとっては、今まで関わってきたダム計画はどうなるのだろうと思っておられると思います。

余呉町で会を開くと考えた時に地元の方は多分集まりやすいだろうと思います。それと関係自治体の方々も集まりやすいと思います。例えば利水について、丹生ダムの場合は大阪府営水道、京都府営水道、阪神水道の3つが関係しておりますが、この3つの自治体の関係者が余呉町まで出かけることは簡単にできると思います。問題は、それ以外の市民と言いますか、特に下流、私どものように大阪で特に水道に関心を持って動いている住民団体が行けるかどうかということが一番難しいだろうと思います。一般市民といたしましても、実際はやはり、ある程度関心を持っているグループというのが主な対象になるかと思っておりますので、このグループたちにどうやって、そういうことがあるということを知らしめて余呉町まで行ってもらおうかということが1つの大事なことであろうと思います。

それで思いつきましたのは、今はパソコンがありますので、例えば河川管理者の方でいわゆるモニターみたいな格好でふだんから登録をしてもらっておいて、例えばうちのグループは治水に関心があります、うちは環境に関心がありますというようなことでジャンル別にグ

ループを登録しておいて、今度何月何日に余呉町でこういうテーマでやります、利水に関係がありますからどうですかという形で、その登録している団体に連絡してもらおうというやり方も1つ考えられるのではないかと思いました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。他にはありませんでしょうか。

野村さんがおっしゃったようなことに関しては、もし部会でそういう会をサポートするという形になったとすれば、従来のいろいろな部会やら何やらと同じように、少なくとも庶務の方にあるところへアプローチして頂けるような形での公開になることは確かだと思います。

大変遅くなりましたが、これで終わりにさせて頂いてよろしいですか。それでは、どうも今日はありがとうございました。30分延びましたが、まことに申し訳ありませんでした。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして第 21 回琵琶湖部会を終わらせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。